

令和7年第12回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和7年11月25日（火）午後3時30分

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 13名

1番	長谷川雅一	2番	飯田 等	3番	松沢 吉通
6番	立花 紀貴	7番	宮本 清美	8番	田内 一郎
9番	安藤 和利	10番	大塚 徹	11番	鈴木 茂
12番	坂本 正行	13番	境 政一	14番	長谷川一夫
15番	原 範子				

○欠席委員 1名

5番 溝口 竜生

○産業経済部農林課職員 2名

課長補佐 中村 里佳 主 事 富田 明子

○農業委員会事務局職員 4名

事務局長 岡野 康宏 局長補佐 菅野 裕之
係 長 堀越 桃花 主 幹 山本 宗宏

○議事日程

第1 議事録署名委員の選任について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可について

議案第3号 現況確認証明願について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第5号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の取消願について

報告第6号 地籍調査事業に伴う地目の確認について

報告第7号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について

○議事内容

<p>議 長</p>	<p>(開会：午後3時30分)</p> <p>大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。</p> <p>ただいまより、令和7年第12回神栖市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員でございますが、5番溝口竜生委員より欠席する旨の届出がありました。</p> <p>本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議事録署名委員の選任)</p> <p>最初に、日程第1「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、2番飯田等委員、3番松沢吉通委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>7番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(議案第1号)</p> <p>次に、日程第2、議案第1号ないし議案第4号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言する際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。</p> <p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を付議いたします。(1)所有権移転、番号1について事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、自家消費のため売買による所有権の移転であり、申請地において根菜類を作付けする計画です。また、譲受人は、クワ等を所有しており、年間約180日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。</p> <p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p> <p>はい、7番宮本です。特に問題はなく、許可相当と思います。</p> <p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p> <p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p>

本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号2について事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権移転、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため売買による所有権の移転であり、申請地において水稻を作付けする計画です。また、譲受人は、水稻や松を作付けしており、農機具は耕運機1台、軽トラック1台を所有し、年間約280日農作業に従事しています。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

2番 はい、2番飯田です。特に問題はなく、許可相当と思います。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号3についてを議題といたします。本案件について、11番 鈴木茂委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、審議終了まで退席をお願いします。

(鈴木茂委員 退席)

議 長	それでは、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権移転、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため売買による所有権の移転であり、申請地において米を作付けする計画です。また、譲受人は、米や甘藷を作付けしており、農機具はトラクター6台、田植機4台、コンバイン3台等を所有し、年間約300日農作業に従事しています。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。
議 長	隣接委員から、何か発言がありましたらお願いします。
8 番	はい、8番田内です。担当地区委員は鈴木委員でございますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき隣接担当委員の私が説明します。本案件の申請内容については事務局の説明のとおりです。11月24日に申請地の利用状況等の現地確認を行い、問題ないことを確認しております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号において、許可の取り消しに抵触するものはないため、許可相当と判断しました。委員皆様の更なるご審議よろしくをお願いします。
議 長	事務局及び隣接委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。 ここで、議事参与の制限を解除し、鈴木委員の着席を認めます。 (鈴木茂委員 着席)
議 長	(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を付議いたします。はじめに番号1について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする借受人、貸付人及び土地の所在等は、議案書記

載のとおりでございます。転用の目的は、砂利採取ということで、賃貸借による一時転用の申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事務局

はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、神栖市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地となっております。申請内容は、借受人が砂利採取を行う計画であり、事業全体の総面積は2,063㎡であり、すべて農地となっております。雨水は敷地内浸透処理する計画となっており、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。事業完了後は、土地所有者がピーマンの作付けをする予定で、農地復元計画書が添付されております。資金計画は、全額自己資金であり、金融機関からの残高証明書が添付されております。他法令との調整ですが、砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書の写しと、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内における農地等の一時転用許可申請に係る意見書が添付されております。また、土地改良区域内の農地であるため、波崎土地改良区からの意見書が添付されており、協議は了しております。農用地区域内農地は原則農地転用できませんが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議長

続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。14番長谷川一夫委員。

14番

はい、14番長谷川です。議案第2号、番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、令和7年11月18日、現地調査は、立花農地副部会長、飯田委員、事務局2名と私の計5名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議長

地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

2番

はい、2番飯田です。11月18日、現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。

議長

事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議長

ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。

本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号2について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、資材置場ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と史料されます。申請内容は、譲受人が現在利用している資材置場の土地を返還することになり、新たに資材置場用地が必要となったことから、本社事務所と隣接している申請地を取得しようとするものです。申請地には、コンテナや重機、建設資材等を置く計画であり、計画面積は適正と史料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は、全額自己資金であり、預貯金口座の写しが添付されております。第1種農地は原則農地転用できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。14番長谷川一夫委員。

14番 はい、14番長谷川です。議案第2号、番号2の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号3について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と史料されます。申請人は、木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と史料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。14番長谷川一夫委員。

14番 はい、14番長谷川です。議案第2号、番号3の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

7番 はい、7番宮本です。11月22日、現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。

議 長 事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議 長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、番号4について、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号4について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事 務 局 はい、事務局の堀越です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と思料されます。申請人は、木造2階建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は、借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議 長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。14番長谷川一夫委員。

14番 はい、14番長谷川です。議案第2号、番号4の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

8番 はい、8番田内です。本日現地確認をしました。現地調査委員の説明のとおり、

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>私も許可相当と思います。</p> <p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>（「議事進行」の声あり）</p> <p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>1 4 番</p> <p>議 長</p>	<p>（議案第3号）</p> <p>次に、議案第3号「現況確認証明願について」を付議いたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。事務局。</p> <p>はい、事務局の堀越です。議案第3号について事務局よりご説明いたします。</p> <p>はじめに、非農地証明願、番号1でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は、議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で昭和45年から居宅等が建築されており、すでに宅地状態にあり、登記上の地目が畑であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、固定資産評価証明書が添付されております。次に、番号2でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で20年程前から未耕作の状況であり、登記上の地目が畑であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月28日撮影、空中写真が添付されております。事務局からは以上でございます。</p> <p>続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。14番長谷川一夫委員。</p> <p>はい、14番長谷川です。議案第3号の現地調査結果をご報告いたします。調査日及び調査委員につきましては、議案第2号の説明と同様でございます。願出人、願い出に係る土地の所在、非農地となった時期及び証明を必要とする理由は、事務局説明のとおりでございます。事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、いずれも願い出のとおり、番号1ないし番号2は、非農地に認められると判断しました。以上でございます。</p> <p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「議事進行」の声あり)</p> <p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は願い出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議 長 ご異議なしと認め、願い出のとおり証明することと決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>農 林 課</p> <p>議 長</p> <p>1 4 番</p> <p>議 長</p> <p>農 林 課</p>	<p>(議案第4号)</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい、事務局長の岡野です。議案第4号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている105筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。</p> <p>続いて、市農林課に説明を求めます。農林課。</p> <p>はい、農林課の富田です。今回提出している農用地利用集積等促進計画(案)は、貸借期間10年間の農地が102筆、貸借期間20年間の農地が3筆です。はじめに、貸借期間10年間の農地につきましては、田の期間満了再契約が3筆で4,773㎡、畑の新規集積が99筆で63,482㎡になります。次に、貸借期間20年間の農地につきましては、畑の新規集積が3筆で2,624㎡になります。合計は105筆で70,879㎡になります。以上でございます。</p> <p>ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 14番、長谷川一夫委員。</p> <p>はい、14番長谷川です。賃料が0円となっているのはどういうことですか。</p> <p>市農林課に説明を求めます。農林課。</p> <p>はい、農林課の中村です。賃料0円につきましては、まず1つは今回の案件でほとんどが本郷高野地区の基盤整備事業に係ります対象地になっておりまして、基盤整備後の新しい地番、仮地番と言いますけれども、例えば7番のところの(仮)と書いてあるもの、それが新しい基盤整備後の所在地になります。そちら</p>

の仮地番に対して面積と賃料が入ってきているのですが、その筆に従前ありました地番が従前の地番でして、その筆のすべてがその1つの筆にまとめられましたよというかたちになりますので、従前地番については賃料が0円となっております。もう1つ種類がありまして、使用貸借となっているものに関しましては、今後土地の売買の予定があるため、使用貸借、無償でお借りするという契約を結んでいるところに関して0円と入っているものがございます。以上でございます。

議長 その他、ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

議長 ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

(報告案件)

議長 次に、日程第3、報告案件に入ります。報告第1号ないし報告第7号について、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。報告第1号から第7号までを一括して、事務局よりご報告させていただきます。はじめに、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は7件で、権利取得理由は相続ということで、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第2号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は3件で、権利取得理由は農地中間管理機構が行う特例事業の用に供するためということで、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第3号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は1件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第4号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は6件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取消願について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は1件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第6号「地籍調査事業に伴う地目の確認に

について」でございますが、市地籍調査課からの地目確認が1件ございました。地籍調査事業に伴う対象地について地目の確認依頼があったもので、農業委員による現地調査を議案書記載にある日程で行いました結果、内容につきましては議案書記載のとおりであり、市地籍調査課へ回答済でございます。次に、報告第7号「農地の転用事実等に関する照会の実施結果について」でございますが、水戸地方法務局鹿嶋支局からの照会が1件ございました。対象地の現況について、農地であるか非農地であるかを法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を議案書記載にある日程で行いました結果、内容につきましては議案書記載のとおりであり、法務局へ回答済でございます。報告案件は以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。10番、大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。特例事業の内容について詳しく説明をお願いします。

議 長 説明を求めます。事務局。

事 務 局 はい、局長補佐の菅野です。特例事業についてでございますが、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に基づき、農地中間管理機構が農地を買入れ、規模拡大などによる経営の安定化を図ろうとする農業者に対して、農地の売渡しを行う事業です。農地中間管理機構が権利を取得する場合、農地法第3条第1項第13号の規定により、あらかじめ農業委員会に届け出ることとなっております。なお、農地中間管理機構は権利取得後、売渡しの相手方と契約の締結を行い、農地法第3条の許可申請に至るものです。説明は以上でございます。

議 長 10番、大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。茨城県農林振興公社が、ただ仲介に入るのではなくて、所有権の移転に伴う認識でよろしいですか。

議 長 説明を求めます。事務局。

事 務 局 はい、局長補佐の菅野です。この度、土地所有者と茨城県農林振興公社が売買により所有権の移転に伴う届出を行うもので、権利取得後、茨城県農林振興公社が売渡しの相手方と売買により所有権の移転に伴う許可申請を行う予定です。

議 長 その他、ご質問等ございませんか。11番、鈴木茂委員。

11番 はい、11番鈴木です。茨城県農林振興公社をとおして中間省略登記で行うものですか。

議 長	説明を求めます。事務局。
事 務 局	はい、局長補佐の菅野です。この度の所有権の移転に伴う届出により、登記権利者は茨城県農林振興公社になることから、全部事項証明書には、茨城県農林振興公社の記載が入りますので、中間省略登記ではございません。
議 長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。 ご意見が無いようですので、本日の日程は全て終了いたしました。 以上をもちまして令和7年第12回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。 (閉会：午後4時11分)

神栖市農業委員会会議規則第10条第3項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人